

第5次結城市総合計画実施計画策定及び行政評価シート

担当部署	部 局 名	保健福祉部	
	課 名	子ども福祉課	
	係 名	子育て支援係	
	記 入 者		電話(内線) 122

1. 事業の概要

(1) 事業種別 [新規又は継続]	継続		(2) 事務事業 の名称		母子家庭等児童学資金支給事業			(3) 事業の 優先度		D	
(4) 総合計画での位置づけ					(6) 事業主体		市				
① 事業の区分	主要事業					(7) 予算・ 財源等 の種別	事業の性質	一般事業費(ソフト事業)			
② 施策コード	16101		(総合計画掲載ページ 62 ページ)				会計区分	一般会計			
基本目標(政策)	1		ともに支えあい、安心して暮らせる社会福祉の充実(保健・福祉)				財源区分	市単独			
基本施策	6		安定した生活を送れる社会福祉の充実(低所得者福祉・母子・父子福祉)				予算科目	款 3		項 2 目 3	
施策			生活保障の充実				予算書上の	市母子家庭等児童学資金支給事業費			
施策内容			生活困窮者への生活保障及び自立支援				事業名称	(予算書 89 ページに掲載)			
(5) 事業期間					(8) 事務分類		自治事務				
開始 昭和 55 年 4 月から 終了 年 月まで (力年)					根拠法令		結城市母子家庭等児童学資金支給条例				

2. 事業の目的及び内容

(1) 対象 (だれに対して・何に対して行うのか)	(3) めざす姿 (意図・どのような状態になるのか)
母子家庭の母、父子家庭の父又は両親のいない家庭で、義務教育就学中の児童を養育している世帯	学資金を支給することにより、就学上の不安を解消し、もって心身の健全な育成及び福祉の増進に資することを目的とする。
(2) 手段 (事業内容・どのようなことを行うのか)	(4) 事業開始のきっかけや他市の状況など (※ 1-(8)事務分類が法定受託の場合は記入の必要なし)
母子家庭の母、父子家庭の父又は両親のいない家庭で、義務教育就学中の児童を養育している者に対し、年額1万円(第2子以上は1人につき3,000円加算)を支給する。	結城市交通遺児奨学金条例廃止に伴い本事業開始。当時、児童扶養手当は父子家庭には適用されなかったが、学資金は父子家庭も該当となった。
(5) 事業をとりまく環境の変化(社会環境、市民ニーズ等)や市民・議会の要望、意見等とそれに対する対応	

3. 事業コスト

行政評価		実績内容の評価		検討・改善	検討・改善内容を反映		
実施計画							
● 予算内訳		実績額（千円）	当初予算額（千円）	計画額・見込額（千円）			
事業内容		26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	
(1) 事務事業費の コスト	事業費						
	市母子家庭等児童学資金	3,144	3,580				
	合計	3,144	3,580				
	財源						
国庫支出金（千円）							
県支出金（千円）							
地方債（千円）							
その他特定財源（千円）							
一般財源（千円）	3,144	3,580					
合計（千円）	3,144	3,580					
補助・起債制度名							

4. 指標の検証（活動指標・成果指標）									
指標の名称				単位	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度
(1) 活動指標（実施した事業の内容）									
指標名	受給者数	目標値	人		356	356	356	356	
		実績(見込)値		282	356				
		目標値							
		実績(見込)値							
(2) 成果指標（事業実施によるめざす姿の達成度）									
指標名		目標値							
		実績(見込)値							
		達成率	%	%					
		目標値							
		実績(見込)値							
		達成率	%	%					
5. 事業評価									
(1) 平成26年度の行政評価結果をうけて、平成26年度に取り組んだ改革改善点があれば記載してください。									
(2) 項目別評価									
評価項目・客観的評価				理由					
必要性	事業の必要性	B	どちらとも言えない	近年離婚の増加に伴い、母子家庭及び父子家庭が増加しているため、何らかの経済的な支援は必要である。					
妥当性	実施主体の妥当性	A	妥当である						
	手段の妥当性	A	妥当である	児童扶養手当の現況届と一緒に提出。					
効率性	コスト効率 人員効率	B	どちらとも言えない						
公平性	受益者の偏り	B	どちらとも言えない	申請主義であり、期限までに申請しないと受給できないため、該当者に対しての申請割合が少ない。					
有効性	成果の向上	B	どちらとも言えない	支給対象者が児童扶養手当と重複しており、年1回の支給が有効とはいえない。					
進捗度	事業の進捗	A	順調である	申請及び支給決定時期が児童扶養手当の申請手続きと同じ時期なので問題はない。					
(3) 総合評価 上記評価を踏まえて事業全体について評価し、問題点・課題等を指摘してください。									
児童手当が中学校卒業までであり、児童扶養手当も父子家庭まで対象を拡大したため、当事業は時期を考慮しながら廃止の方向で考えたい。									
(4) 対応策・提言等 この事業を今後どのように改善・改革をしていきますか？									
児童手当の改正による増額や教育委員会の準要保護制度により少額補助はカバーされると考えられ、母子家庭等の自立を促す「母子家庭等高等職業訓練給付金等支給事業」を拡充することで、長期的には当該事業に統合していく。									
6. 事業の方向性判断									
評価主体		27年度以降の事業の方向性			評価理由・根拠				
(1) 記入者評価 記入者が評価を行う		統合・新事業への展開			注) 記入者は「5. 事業評価」を記載するため、この欄は未記入で結構です。				
(2) 一次評価 担当課長が評価を行う		統合・新事業への展開			教育委員会の就学助成制度(準要保護制度)でも支給されているので、この制度は、どちらかに統合か他の事業を充実させる方向で考えていく。				
(3) 最終評価 企画調整会議において評価を行う					上記評価のとおり。				